

## 阿久比町次世代育成支援行動計画の進展状況を公表します

安心して子どもを生み、子育てしやすい環境をつくるために、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が成立し、社会が一丸となって、次世代の育成を支援していく施策を進めています。

町でも、平成17年3月に「阿久比町次世代育成支援行動計画」を策定し、一人でも多くの方が子育てに伴う喜びが実感できるよう支援するための取り組みを行っています。

### 基本理念

阿久比町に住むすべての子どもが次代の担い手として、心身ともに健康で安心と自信を持って暮らし、子どもらが輝きながら生きる力を育むとともに、全ての家庭が安心して子どもを育てることができるような環境づくりを目指します。

### 子どもが健康で輝きながら育つまち 阿久比

#### 施策の基本的な方向性

- ・ 地域における子育ての支援
- ・ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ・ 職業生活と家庭生活との両立の推進
- ・ 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進
- ・ 母性、乳幼児などの健康の確保と増進
- ・ 子育てを支援する生活環境の整備
- ・ 子どもなどの安全確保

#### 計画の期間

- ・ 平成17年度から平成21年度までの5年間（平成17年度から平成26年度までの10年間の計画期間のうち前期計画）

#### 主な施策の目標値と進展状況

主な施策の目標値と進展状況は阿久比町ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.town.agui.lg.jp/ka/jumin/zisedai.pdf>

問い合わせ先 住民福祉課 ☎(48)111(内301)

## 10月は 児童手当の支給月です

受給者の方には、振り込みが完了したい通知します。  
今回支給される手当は平成19年6月分から平成19年9月分です。

### 支給額

- 3歳未満の児童 一律10,000円（月額）  
 3歳以上の児童  
     第1子 5,000円（月額）  
     第2子 5,000円（月額）  
     第3子以降 10,000円（月額）

現在、小学校修了前の児童を養育している方で児童手当をまだ認定請求していない方は、早急に手続きをしてください。認定請求をした翌月から手当の支給が開始されます。ただし、養育者の加入する年金制度により、右表のとおり所得制限があります。

公務員の方は勤務先が請求場所になります。

### 平成19年度 児童手当所得制限額

扶養親族数、所得額共に平成18年分で判定します。

扶養親族などの数	国民年金加入者	厚生年金などの加入者
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある方についての限度額（所得額ベース）は、上記の額にその老人控除対象配偶者または老人扶養親族一人につき6万円を加算した額。

扶養親族などの数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、一人につき38万円（老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

問い合わせ先

住民福祉課児童福祉係 ☎(48)111（内226）